

令和3年度 改訂版

沖縄県立芸術大学大学院造形芸術研究科

(修士課程)

学生募集要項

◆9月試験 (比較芸術学専攻のみ)

- ◇出願期間
令和2年7月27日(月)～8月3日(月) ※8月3日郵送発信局消印有効
- ◇試験日程
令和2年9月5日(土)～9月6日(日)
- ◇合格発表
令和2年9月14日(月) 午前10時 ※本学ホームページ掲載
- ◇入学手続
令和2年9月16日(水)～9月23日(水) 9月23日(水)の郵送発信消印有効
- ◇障がい等を有する等の志願者との事前相談の申し出期限
令和2年7月3日(金) 午後5時まで

◆2月試験

※比較芸術学専攻のみ、9月試験で入学手続きを完了した者が定員に満たなかった場合、試験を実施する。

- ◇出願期間
令和3年1月4日(月)～1月12日(火)
※1月12日郵送発信局消印有効
- ◇試験日程
令和3年1月30日(土)～1月31日(日)
- ◇追試験
令和3年3月14日(日)、3月15日(月)
- ◇合格発表
令和3年2月8日(月) 午前10時 ※本学ホームページ掲載
- ◇合格発表(追試験)
令和3年3月20日(土) 午前10時 ※本学ホームページ掲載
- ◇入学手続
令和3年2月10日(水)～2月17日(水) 2月17日(水)の郵送発信消印有効
- ◇障がい等を有する等の志願者との事前相談の申し出期限
令和2年11月4日(水) 午後5時まで

◇新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ安全かつ円滑に入学選抜試験を実施するため遠隔による試験を導入します。また、今後の状況によっては、入試科目の見直し、試験方法及び日程を変更する場合があります。その場合は大学ホームページで告知します。

令和2年9月

沖縄県立芸術大学

〒903-8602 沖縄県那覇市首里当蔵町1-4

電話 098-882-5058

<http://www.okigei.ac.jp>

メールアドレス kyomu@okigei.ac.jp

目 次

I	募集人員	1
II	出願資格	1
III	選抜方法等	2
IV	作品提出等の送付先	2
V	試験日程等	3
VI	出願手続き	8
VII	合格発表	8
VIII	入学手続き	9
IX	過去の試験問題の公表	9
X	入試情報の開示について	9
XI	外国人志願者に対する特別措置	10
■	大学院案内■	11
■	本研究科で取得できる免許状及び資格■	13
■	大学院研究室一覧■	14
■	沖縄県立芸術大学大学院長期履修規程	15
◆	入学願書等提出書類	巻末綴り込み

沖縄県立芸術大学大学院造形芸術研究科 (修士課程)

I 募集人員

専攻	専修	募集人員
生活造形専攻	工芸専修 デザイン専修	9
環境造形専攻	絵画専修 彫刻専修	6
比較芸術学専攻	比較芸術学専修	3 ※ (社会人を含む)

※ 9月試験において定員3名を充足しなかった場合、2月試験を実施する。
(9月試験において定員を充足した場合は、2月試験を行わない。)
※ 2月試験の実施の有無及び募集人員については、9月末日までに本学ホームページにて知らせる。
※ 入学者が募集人員に満たない場合、二次募集を行う。二次募集の詳細については本学ホームページにて知らせる。(http://www.okigei.ac.jp)

II 出願資格

1. 一般選抜

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 大学を卒業した者及び令和3年3月卒業見込みの者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

2. 社会人選抜(比較芸術学専攻)

一般選抜の出願資格に該当し、かつ本研究科入学時において、大学卒業後2年以上経過した者

※注意事項

○ 2月試験

※ 障がい等を有する等の入学志願者は、受験上及び修学上の配慮を必要とする可能性があるため、出願の前にあらかじめ(令和2年11月4日まで)教務学生課に申し出ること。

※ 上記(9)の適用を受けようとする者は、所定の出願書類(審査料を除く)の他、これまでの学習研究内容の詳細を説明する資料を添えて(令和2年11月4日までに)教務学生課に申し出ること。

Ⅲ 選抜方法等

(1) 選抜方法

入学者選抜にあたっては実技（含提出作品）、提出論文（又は研究計画書）、面接等の選抜試験及び成績証明書、履歴書等の各資料を総合して判定する。

(2) 遠隔入試

新型コロナウイルス感染拡大の状況をふまえ安全かつ円滑に入学者選抜試験を実施するため、遠隔入試を導入する。遠隔入試とは、受験者が来校せずに受験する入試を指し、郵送、オンライン、メール、電話等を利用した試験である。遠隔入試実施の詳細については、随時大学ホームページにて公表するので、留意すること。

また、作品、ドローイング、ポートフォリオ、作品資料、小論文、卒業論文、実技課題等の提出物は定められた日時までに送付すること。口述試験、面接はオンラインシステム（Zoom 等）で実施する。

(3) 追試験

試験中に新型コロナウイルス等感染症に罹患し受験できなかった受験者は、令和3年3月14日(日)、3月15日(月)に追試験として受験することができる。その場合は、医師の診断書の提出が必要。詳細については、対象者に本学より連絡を行う。

Ⅳ 提出作品等の送付先

作品提出、ドローイング、ポートフォリオ、作品資料等の提出物は、各専修学科室宛に送付すること。専修によって提出物・提出期限が異なるので、Vの試験日程等を確認し送付すること。

専攻名	専修名	作品等の提出送付先			連絡先
生活造形専攻	工 芸 専 修	〒903-0814 那覇市首里崎山町 4-212-1 首里崎山キャンパス	工芸棟	1 F	染織学科室 TEL098-894-6255
	デ ザ イ ン 専 修	〒903-0814 那覇市首里崎山町 4-212-1 首里崎山キャンパス	デザイン／ 中央棟	2 F	デザイン学科室 TEL098-882-5072
環境造形専攻	絵 画 専 修	〒903-8602 那覇市首里当蔵町 1-4 首里当蔵キャンパス	美術棟	1 F	絵画学科室 TEL098-882-5049
	彫 刻 専 修	〒903-0814 那覇市首里崎山町 4-212-1 首里崎山キャンパス	彫刻棟	2 F	彫刻学科室 TEL098-882-5046
比較芸術学専攻	比 較 芸 術 学 専 修	〒903-8602 那覇市首里当蔵 1-4 首里当蔵キャンパス	美術棟	2 F	芸術学学科室 TEL098-882-5070

※学科室への電話が通じない場合は、教務学生課（TEL098-882-5080）までご連絡ください。

※遠隔入試実施に伴い、試験問題の限定公開 URL 及びパスワードの通知や、面接に使用するオンラインシステム（Zoom 等）についての通知等、入学試験に関する諸連絡を受験者にメールで通知します。

すべての受験者は、既刊の学生募集要項入学願書の現在住所欄の空白部分にメールアドレスを記入すること。迷惑メール対策等を設定している場合は、本学から送信されたメールが受信できない場合があるため、「@okigei.ac.jp」を受信設定しておくこと。

V 試験日程等

口述試験、面接の時間については、本学より個別に連絡する。指定された時間の 10 分前にはオンラインに接続できるよう待機すること。

○ 2 月 試験

専攻	専修	提出作品等の受付期間	口述・面接試験の日時	試験内容
生活造形	工芸	1 月 20 日 (水)		(1) 作品ファイル 過去に制作した作品の写真、工程や素材を示す資料等をファイルしたもの。(在学中の課題作品も含む) (2) 共通筆答試験「小論文」 試験問題は、受験票と共に送付する。また、送付後に本学ホームページにて公開する。 (3) 実技試験 各研究室別の問題を課す。試験問題は、受験票と共に送付する。また送付後に、本学ホームページにて公開する。 * (2) (3) の試験問題は 1 月 20 日 (水) 午前 9 : 00 に本学ホームページにて志願者のみに限定公開する。 * (1) (2) (3) は、令和 3 年 1 月 25 日 (月) ~ 28 日 (木) 必着で指定された場所に、郵便書留または宅配便にて提出すること。 * 提出した (1) の作品ファイルは返送するので、返信用切手貼付済みの封筒または、着払い伝票等を同封すること。 (いずれも返送先住所・氏名を明記すること)。同封が無い場合は本学において廃棄する。 ※締切 令和 3 年 1 月 28 日 (木) までに工芸専修学科室に必着
		1 月 28 日 (木)		
			1 月 30 日 (土)	オンラインによる面接 * 面接方法：本学所定のオンラインシステム (Zoom 等) を使用し、対面形式で行う。 ※面接開始の時間については事前に通知する。
		1 月 31 日 (日)		予備日
専攻	デザイン	1 月 20 日 (水)		(1) 作品ファイル 過去に制作した作品の写真、工程やコンセプトを示す資料等をファイルしたもの。(A4 サイズファイル) ※在学中の課題作品も含む。 (2) 小論文 試験問題は、受験票と共に送付する。また、送付後に本学ホームページにて公開する。 (3) 実技試験 * 各研究室別の問題を課す。試験問題は、受験票と共に送付する。また、送付後に本学ホームページにて公開する。 * (2) (3) の試験問題は 1 月 20 日 (水) 午前 9 : 00 に本学ホームページにて志願者のみに限定公開する。 * (1) (2) (3) は、令和 3 年 1 月 25 日 (月) ~ 28 日 (木) 必着で指定された場所に、郵便書留または宅配便にて提出すること。 * 提出した (1) の作品ファイルは返送するので、返信用切手貼付済みの封筒または、着払い伝票等を同封すること (いずれも返送先住所・氏名を明記すること)。同封が無い場合は本学において廃棄する。
		1 月 28 日 (木)		

			い場合は本学において廃棄する。 ※締切 令和3年1月28日（木）までにデザイン専修学科室に必着
		1月30日（土）	オンラインによる面接 *面接方法：本学所定のオンラインシステム（Zoom等）を使用し、対面形式で行う。 ※面接開始の時間については事前に通知する。
		1月31日（日）	予備日

専攻	専修	提出作品等の受付期間	口述・面接試験の日時	試験内容
環境造形専攻	絵画	1月28日（木） 〃 1月29日（金）		作品等提出 油画 (1) 作品 a 平面作品2点 50号以上 b 平面作品でないものについては審査に見合う内容のものを提出すること。 ・版画作品、10点以内（額装は3～4点） ・写真作品、20点以内（サイズは問わない） ・インスタレーションなどの立体表現等（但し、提出はファイル、ビデオによる記録。プランニング、ドローイング、マケット等でよい。） (2) 作品資料 ・アルバム又はファイル1冊 *記録、エスキース、プランニング、コメント、ビデオ（5分以内）などを含むこと。 ※作品提出は、aと(2)、又はbと(2) いずれの場合も可とする。 ※aとbは1年以内に制作したものに限る。 (3) レポート（大学院での研究テーマに関すること及び本学志願の理由について。A4用紙、ワープロ打ち1,200字以内、作品ファイルに含めて提出。） (4) 実技（素描又はドローイング）F15号に画用紙 *描画用具は自由 日本画 (1) 作品2点 50号以上 ※1年以内に制作した未発表のものに限る。 (2) 作品資料（アルバム又はファイル1冊） (3) レポート（大学院での研究テーマに関すること及び本学志願の理由について。A4用紙、ワープロ打ち1,200字以内、作品ファイルに含めて提出。） (4) 実技（素描又はドローイング）F15号に画用紙 *描画用具は自由 * (1) (2) (3) (4) は、宅配便や運送業者、郵便書留を利用して、令和3年1月28日（木）～29日（金）正午12:00までに指定された場所に提出すること。 * (4) の課題文は1月20日（金）午前9:00に本学ホームページにて志願者のみに限定公開する。 * 提出した (2) の作品資料は返送するので、返信用切手貼付済みの封筒または、着払い伝票等を同封すること（いずれも返送先住所・氏名を明記すること）。同封が無い場合は本学において廃棄する。

				※締切 令和3年1月29日(金)正午12:00までに絵画専修学科室に 必着
			1月30日(土) 9:00 ～12:00	オンラインによる面接 *面接方法: 本学所定のオンラインシステム (Zoom 等) を使 用し、対面形式で行う。 *面接後の作品の返送は2月1日(月)以降とする。提出作 品の返送および集荷日時について、受験者は事前に委託業 者と調整を行い、絵画専修学科室に連絡すること。
		1月31日(日)		予備日
	彫 刻	1月28日 (木)		作品等提出 (1) 彫刻1点(1年以内に制作したものに限り) (2) (1)の作品の制作意図(A4用紙、ワープロ打ち1,000字程 度) (3) 作品写真集1冊 過去に制作した作品の写真をファイルしたもの。 (在学中の課題作品も含む) (4) ドローイング (用紙は木炭紙大の画用紙3枚、画材用具等は自由)
			}	* (1)の彫刻は宅配便や運送業者を利用して、指定された場 所に提出すること。 * (4)の課題文は1月20日(金)午前9:00に本学ホームペー ジにて志願者のみに限定公開する。 * (2)(3)(4)は、郵便書留または宅配便にて提出すること。 * 提出した(3)の作品写真集は返送するので、返信用切手貼 付済みの封筒または、着払い伝票等を同封すること(いず れも返送先住所・氏名を明記すること)。同封が無い場合 は本学において廃棄する。
		1月29日 (金)		※締切 令和3年1月29日(金)正午12:00までに彫刻専修学科室 に必着
			1月30日 (土) 9:00 ～12:00	オンラインによる面接 *面接方法: 本学所定のオンラインシステム (Zoom 等) を使 用し、対面形式で行う。 *作品の返送は2月1日(月)以降とする。提出作品の返送 および集荷日時について、受験者は事前に運送業者と調整 を行い、彫刻専修学科室に連絡すること。
		1月31日(日)		予備日

※比較芸術学専攻の2月試験があった場合は下記のとおり実施する。

比較 芸術学 専攻	比較 芸術学	1月4日 (月)		卒業論文（コピーでも可）提出 又は志願する研究分野（美学・芸術学、美術史、民族芸術文化学）に関する論文（美学、芸術学、日本美術史、東洋美術史、西洋美術史、文化学、民族芸術学、琉球文学、日本文学等に関する論文を含む）を提出する。 12,000字以上。提出された論文は返却しない。
		1月12日 (火)		＊提出方法 その他の出願書類に同封して郵送すること。 （添付の封筒に論文が入らない場合は、出願書類については所定の封筒を使用し、論文のみ任意の封筒を使用し、表に「大学院比較芸術学専攻試験用提出論文」と朱書きして、それぞれ速達・書留にて提出のこと。） ※締切：令和3年1月12日（火）の消印有効
		1月20日 (水)		筆答試験（語学） 英語、ドイツ語、フランス語、イタリア語、日本語小論文のうち1科目を選択すること。 ＊外国人志願者は「日本語小論文」を選択すること。 ＊「日本語小論文」は外国人志願者のみ選択可能。 ＊社会人選抜の受験者は「筆答試験（語学）」を免除する。 ＊試験問題及び解答用紙は、受験票と共に送付する。また、送付後本学ホームページで公開する。 ＊提出方法：所定の様式を使用し、受験するすべての問題用紙・答案を同封して郵送すること。 ＊試験問題は1月20日（水）午前9:00に本学ホームページにて志願者のみに限定公開する。 ※令和3年1月28日（木）までに比較芸術学専修学科室に必着
			1月30日（土） 13:30 ～15:30	口述試験 ＊面接方法：本学所定のオンラインシステム（Zoom等）を使用し、対面形式で行う。通信環境が悪い場合は電話にて行う。
		1月31日（日）		予備日

※新型コロナウイルス感染症等による送達の遅れを考慮し、試験問題、課題文については所定の日時に、志願者全員に対し、本学ホームページにて限定公開する。閲覧のための限定公開URL及びパスワードは願書に記載されたメールアドレスあて通知する。

受験上の注意

- (1) 受験者にはパソコン、スマートフォン、タブレット等の通信機器と、インターネット回線に接続できる通信環境を用意し、試験時には個室に1人で対応できる環境を整えることを求める。なお、事前に接続テストを行うので、その際も同じ環境で行うこと。
- (2) 試験に使用できる通信機器は1台とし（緊急時を除く）、試験中は電源に接続するか、事前に充電を行い、試験中に電源が切れることのないようにすること。
- (3) 受験者は、指定時刻にオンラインに接続できるよう待機すること。なお、試験当日は、余裕を持って待機すること。
- (4) 試験中の録画・録音は禁止する。
- (5) 試験時間中は、本人確認が必要なため、マスクを外すこと。
- (6) 通信機器が接続不可能となった場合は大学(098-882-5080)と連絡をとり、対応を相談すること。
- (7) 試験中に不正行為が発覚した場合は、失格とする。また、試験の実施後に不正行為が発覚した場合についても、失格または合格取消とする。
- (8) 試験で制作した作品を外部へ一切公表しないこと。
- (9) 試験当日は、「本学受験票」を必ず携帯すること。
- (10) 指定時刻に遅れた者は、原則として受験を許可しない。ただし、やむを得ない事情（公的事情）により遅刻した場合は、ただちに大学に申し出ること。
- (11) 試験時間中は、監督者の指示に従うこと。
- (12) 試験の内容に関する質問には、一切答えない。
- (13) その他
 - ① 予備日とは、試験時にオンラインシステム（Zoom等）に接続できなかった受験者が対象。
 - ② 試験日に新型コロナウイルス感染症等に罹患し受験できなかった者は、令和3年3月14(日)、3月15(月)を追試験として受験することができる。その場合は医師の診断書の提出が必要。（対象には本学より連絡を行う。）

VI 出願手続き

1. 出願期間

- 9月試験 令和2年7月27日(月)から同8月3日(月)まで
 ＊出願はすべて**郵送（書留）**によるものとする。（普通郵便及び直接持参は受理しない）
 ＊8月3日(月)までの**発信局消印があるものは有効**とする。
- 2月試験 令和3年1月4日(月)から同1月12日(火)まで
 ＊出願はすべて**郵送（書留）**によるものとする。（普通郵便及び直接持参は受理しない）
 ＊1月12日(火)までの**発信局消印があるものは有効**とする。

2. 出願書類等

書 類	様式・書式	記 入 要 領 等
①入学願書・ 受験票・写真票	本学所定の様式 (綴込用紙)	氏名は戸籍に記入されている文字を楷書で正しく記入すること。 (以下の書類も同様に) 受験票・写真票には上半身、無帽、正面、出願前3ヶ月以内に撮影した同一写真(縦4cm×横3cm)を貼り付けること。 ＊現住所欄の空白部分にメールアドレスを記入すること。
②履歴書	本学所定の様式 (綴込用紙)	本学所定用紙に必要事項を記入すること。
③入学考査料領収書 ・領収書原符	本学所定の様式 (綴込用紙)	入学考査料(30,000円)の納入方法は、 郵便局が発行する普通為替証書(指定受取人欄、払渡局欄等一切記入しないこと) とする。 「領収書・領収書原符」の納入義務者欄に住所・氏名を記入し、 普通為替証書と一緒に提出 すること。
④卒業証明書又は卒業見込証明書 (大学又は最終学校)	様式随意	出身大学等が証明し、厳封したものを提出すること。 (本学の卒業者及び卒業見込者は不要)

⑤成績証明書	様式随意	出身大学等が証明し、厳封したものを提出すること。 (本学の卒業者及び卒業見込者は不要)
⑥受験票交付用封筒	本学所定の様式 (綴込封筒)	郵便番号・住所・氏名を明記し、374 円切手を添えて提出すること。
⑦研究計画書	本学所定の様式 (綴込用紙)	※比較芸術学専攻 9 月試験受験者のみ提出 本学所定用紙に必要事項を記入すること。
⑧論文提出	様式随意	※比較芸術学専攻 2 月試験受験者のみ提出 論文提出は、その他の出願書類に同封して提出のこと。なお、表に「大学院比較芸術学専攻試験用提出論文」と朱書きすること。 添付の封筒に論文が入らない場合は、出願書類については所定の封筒を使用し、論文のみ任意の封筒を使用し、表に「大学院比較芸術学専攻試験用提出論文」と朱書きして、それぞれ速達・書留にて提出のこと。
⑨その他の書類 (住民票抄本)	様式随意	県内居住者は入学料の額が軽減されるので、入学の日(4 月 1 日)の 1 年以前から県内に住所を有することを証明する本人か配偶者、又は一親等親族の住民票抄本を必ず提出すること。 (Ⅷ入学手続き 3 納付金 (1) 入学料参照)

上記①～⑨までの書類(⑦～⑨は要提出者のみ)及び入学考査料 30,000 円(普通為替証書)を所定の封筒(綴込)を用い書留郵便の郵送によって提出すること。

*願書等の受理後はいかなる事情があっても書類の変更、考査料の払戻はしない。

3. 入学願書等提出先 沖縄県立芸術大学教務学生課
〒903-8602 沖縄県那覇市首里当蔵町 1-4 TEL 098-882-5058

4. 受験票交付

- 9 月試験 願書受付期間内に必要な出願書類を提出し、入学考査料を納入した者に受験票を郵送によって交付する。
*受験票が、令和 2 年 8 月 11 日(火)までに送達されていない時は、直ちに教務学生課に連絡のうえ、書留郵便受領証をもって申し出ること。
- 2 月試験 願書受付期間内に必要な出願書類を提出し、入学考査料を納入した者に受験票を郵送によって交付する。
*受験票が、令和 3 年 1 月 20 日(水)までに送達されていない時は、直ちに教務学生課に連絡のうえ、書留郵便受領証をもって申し出ること。

VII 合格発表

- 9 月試験
令和 2 年 9 月 14 日(月) 午前 10 時予定 本学ホームページに受験番号を掲載する。
*合格者には発表と同時に文書で通知し、入学手続きについても指示する。
*電話での問い合わせには一切応じない。
- 2 月試験
令和 3 年 2 月 8 日(月) 午前 10 時予定 本学ホームページに受験番号を掲載する。
*合格者には発表と同時に文書で通知し、入学手続きについても指示する。
*電話での問い合わせには一切応じない。
- 追試験
令和 3 年 3 月 20 日(土) 午前 10 時予定 本学ホームページに受験番号を掲載する。
*合格者には発表と同時に文書で通知し、入学手続きについても指示する。
*電話での問い合わせには一切応じない。

VIII 入学手続き

1. 期 間：

○9月試験 令和2年9月16日（水）～9月23日（水）
9月23日（水）の郵送発信消印有効

○2月試験 令和3年2月10日（水）～2月17日（水）
2月17日（水）の郵送発信消印有効

2. 手続きの方法：

- (1) 合格者は、上記の入学手続き期間内に合格通知書とともに送付する入学手続きに必要な書類を教務学生課へ提出すること。
- (2) 長期にわたる教育課程の履修（長期履修）を希望する者は、別途、長期履修申請の手続きを行って下さい。（16 ページ）参照

3. 納付金（予定額）の納入：

(1) 入学料

○9月試験	県内居住者	282,000 円、その他の者	512,000 円
	納入期間	令和2年9月16日（水）～9月23日（水）まで	
○2月試験	県内居住者	282,000 円、その他の者	512,000 円
	納入期間	令和3年2月10日（水）～2月17日（水）まで	

(2) 授業料	前 期 分	267,900 円（年額 535,800 円）
	納入期間	令和3年4月1日（木）から4月30日（金）まで

※ 納入期限が、土・日曜日又は国民の祝日にあたる場合は、その翌日までに納入すること。

4. その他

- (1) 入学後の授業等で使用するため、入学までにパソコン（またはタブレット等）及びインターネットに接続できる通信環境を整えておくことが望ましい。推奨される仕様については入学手続き以降に周知する。
- (2) 本学は令和3年4月より公立大学法人に移行する予定。

県内居住者とは、各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 入学の日（4月1日）の1年以前から引き続き県内に住所を有する者

(2) 入学の日（4月1日）の1年以前から引き続き県内に住所を有する配偶者又は1親等の親族のある者

* 入学時及び在学中に金額の改定が行われた場合は、改定時から新たな金額が適用される。

* 入学料及び授業料の減免について

原則として大学の学業成績の平均が2.0（良）以上の者で、かつ、次の各号の一に該当する者を対象に、全額免除又は2分の1減額の可否を審査し決定する。

- 1 天災その他不慮の災害により、学費の負担に堪えられなくなった者
- 2 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者と同一世帯にある者
- 3 前項のほか、特別の事情により学費の納付が著しく困難な者

IX 過去の試験問題の公表

筆答試験、実技試験については、過去3年間の入学試験問題を本学ホームページで公表している。詳細は、教務学生課に問い合わせること。

X 入試情報の開示について

沖縄県個人情報保護条例に基づき、一般選抜試験の結果については、口頭により受験者本人が自己の入試結果の開示を請求することができる。

- (1) 開示内容 当該年度の受験科目の得点または段階評価を所定の様式により開示する。

- (2) 開示請求できる期間

○9月試験

令和2年10月1日（木）から令和2年11月5日（木）まで（9時から17時まで）
但し、土・日、祝日等休業となる日は除く

○2月試験

令和3年3月4日（木）から令和3年4月1日（木）まで（9時から17時まで）
但し、土・日、祝日等休業となる日は除く

- (3) 開示請求の受付を行う場所

本学教務学生課

- (4) 開示の方法
本人部分のみ閲覧
- (5) 開示請求に必要な書類
受験票のほか、運転免許証、旅券その他官公署の発行する証明書等の一つを持参すること。
- (6) 開示請求
受験者本人が、口頭で本学教務学生課に申し出ること。
- (7) その他
電話による問い合わせには応じない。また、県内離島あるいは県外在住者で来学が困難な方は、沖縄県個人情報保護条例に基づく手続きが必要になる。
手続き方法については、沖縄県のホームページをご覧ください。

X I 外国人志願者に対する特別措置

外国人で入学を志願する者は、本要項に定める事項のほか、以下の定めによる。

◆出願資格

本学大学院の授業を理解できる程度の日本語能力を有すること。

◆出願手続き

1 出願書類

本要項に定める書類（9～10 ページに記載）のほか、以下の書類等を提出しなければならない。

- (1) 日本語の能力を証明する書類（日本語教育機関又は日本語教育のコースを有する教育機関の長又は担当教員が作成したもの。様式は自由。）
- (2) 学費・生活費の負担能力を証明する書類
- (3) 旅券の写し又は在留カード（もしくは外国人登録証明書）の表裏両面の写しを提出すること。（出願時に未入国の者については受験時に旅券の写しを提出する。）

2 入学手続き

入学手続きの際に、住民票の写し（又は住民票記載事項証明書）もしくは、在留カードの両面の写し（又は外国人登録証明書）を提出すること。

外国人志願者に対する特別措置について、不明な点は教務学生課に問い合わせること。

TEL 098-882-5058 FAX 098-882-5033

沖縄県立芸術大学大学院造形芸術研究科外国人学生規程

第1条 沖縄県立芸術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第35条による外国人学生のうち、造形芸術研究科（以下「研究科」という。）に属する者の取り扱い、この規程の定めるところによる。

第2条 この規程で「外国人学生」とは、国、地方公共団体若しくは他の教育機関から委託された外国人又は本大学院において教育を受ける目的で入国し、本大学院に入学を許可された外国人をいう。

第3条 外国人学生は、研究科における教育及び研究に支障のない場合に限り、選考のうえ入学を許可する。

2 研究室（造形芸術研究科履修規程に定める研究室をいう。）一室あたり外国人学生は、原則として一人以内とする。

第4条 外国人学生の総数は、若干名とする。

2 外国人学生の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えることができない。

3 外国人学生の入学の時期は、年度の始めとする。

4 外国人学生の入学志願資格は、次の2つの条件を満たした者とする。

- (1) 学習に足る日本語の理解と表現能力を有する者
- (2) 大学院学則第9条（入学資格）に定める者

5 外国人学生の入学選考は、実技又は学科及び面接の入学試験によるものとする。

6 外国人学生として入学を志願する者は、学生募集要項に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 日本語の能力を証明する書類
- (2) 学費・生活費の負担能力を証明する書類
- (3) 旅券の写し又は在留カード（旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書を含む。）両面の写し
- (4) その他本研究科が必要と認める書類

第5条 外国人学生が修士課程を修了したときは、学位を授与する。

第6条 外国人学生の授業料、入学検査料及び入学料の額は、沖縄県立芸術大学授業料等の徴収条例（昭61年沖縄県条例第2号）に定める額とする。

第7条 この規程に定めるもののほか、大学院学則を準用し、外国人学生に問題が生じたときは大学院運営委員会において協議する。

附則

この規程は、平成27年11月26日から施行する。

■大学院案内■

建学の理念

- (1) 日本文化の中における沖縄の地域文化の特性と伝統は、極めて特徴的であり、文化伝統の源流を探り、文化生成の普遍性を究めるために不可欠の内容をもつものである。わけても沖縄固有の風土によって培われた個性的な芸術文化の継承と創造の問題は、日本文化としてはもちろんのこと、沖縄県にとっても重要な課題であるといわざるを得ない。そして、それらを担う人材の育成もまた長い未来への架橋として緊要なことである。
- (2) 県立芸術大学を建学する基本的な精神は、沖縄の文化が造りあげてきた個性の美と、人類普遍の美を追究することにあるが、そのためには、地域文化の個性を明らかにし、その中に占める美術・工芸、音楽・芸能等さまざまな伝統芸術の問題に積極的かつ具体的に取り組み、その特性を生かすことでなければならない。このことは、日本文化の内容をより豊かにするとともに、ひいては国際的な芸術的文化活動にも寄与するものと信ずる。
- (3) 我が国の最南に位置する県立芸術大学は、東アジア、東南アジアを軸とした太平洋文化圏の中心として、それらの地域における多様な芸術文化の実態と、地域文化伝統の個性とのかかわりを明らかにし、その広がりを追究し、汎アジア的芸術文化に特色をおいたユニークな研究教育機関にしたい。

■教育理念・目標

沖縄県立芸術大学大学院造形芸術研究科は、造形芸術の各分野における高度な専門的能力を養成することを目的としています。その上で、建学の理念に則り、沖縄の伝統芸術の技法的特徴や、それらを生成した歴史的・文化的・風土的特性等にも配慮した高度な実技教育を行うとともに、芸術の普遍性の見地から、ひろく東西の美意識に関わる哲学的・美学的・文化的反省に立つ芸術教育を行います。また、沖縄を中心とした南島文化の多様な実態と伝統芸術文化の特色を解明するために、それらを歴史的・理論的に追求する比較芸術学、民族芸術文化学の観点から、汎アジア的広がりにおける東洋芸術文化の学際的な教育を行います。

これらの教育活動を通じて、芸術文化に対する深い理解と感性をもち、創造力豊かで、将来の社会における造形芸術分野の幅広い実践活動を担う作家や研究者、芸術教育の専門的指導者となり得る人材の育成を図ります。

■ディプロマ・ポリシー（修了認定・学位授与の方針）

本研究科の教育理念・目的に沿った教育課程で成果をあげ、修士作品もしくは修士論文の審査および試験に合格し、所定の単位を取得した学生には修士（芸術）の学位が授与されます。

学生が在学中に到達する目標は以下の通りです。

- 1 より幅広い視野から芸術を理解する学識を身につける。
- 2 より高い専門分野における研究能力を身につける。
- 3 専門分野における知識・技術を応用し、幅広い分野で活躍し、社会に発信する力を身につける。

■カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

造形芸術研究科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる学修成果を獲得できるよう、以下を目的としたカリキュラムを編成します。

- 1 学部における教養教育と専門的素養の基礎の上にたった、さらに幅広い深い技術および学識を涵養する。
- 2 造形芸術についての高度な技術および知識の育成のために、自律的に研究を進める能力を養う。
- 3 専門知識や技術を社会で活用し、新たな芸術創造の可能性を広げる応用能力を培う。

■アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

本研究科の教育理念に基づき、次のような点を入学者選抜の判定の主眼としています。

- 1 幅広い教養と造形芸術分野の専門的素養を備えているか。
- 2 専門分野の研究を行うに必要な基礎的能力をそなえているか。
- 3 現代社会において新しい芸術創造の営みを発信していく強い目的意識、意欲を備えているか。

■生活造形専攻■

生活造形専攻は、工芸・デザインの2専修から成る。

1 工芸専修

染研究室は古典紅型を調査研究し、筒引き・型染の表現に於ける形態を学ぶ。顔料彩色と藍染の表現の違いを学ぶ事で適正材料の知識を得る。それを基に自己の防染法の表現方法を広げ現代に即応した創作活動、理論的な研究制作を目標とする。

織研究室は沖縄の染織技術、その他綴れ等の技法を活用した制作、琉球藍などの天然染料や素材の調査研究を行う。また、沖縄を含め日本・アジアの染織に関する調査・研究を行い、伝統的な技術の伝承や、創作性への展開も取り組む。

陶磁器研究室は器物作品制作と造形作品制作に分かれ、それぞれの専門的実技と理論を習得する。教育内容としては、一年次には素地土の調整と釉薬原料の研究など成形技術と比較焼成(黒陶・野焼)を含む実習を主眼とし、二年次は、より高度な焼成技術と加飾技法を課題として研究制作を行う。

漆工研究室では、学部での教育課程を土台とし、各自の研究テーマを中心に高度で実践的な研究を行うと共に、琉球漆芸を含む日本漆芸全体の伝統技法の研究もより深く継続していく。時代や社会をより意識し独創的な表現を探究しながら、現代社会に貢献できる人材の育成を目標とする。

2 デザイン専修

デザイン専修は、視覚伝達デザイン研究室と生活環境デザイン研究室から成る。

視覚伝達は、グラフィックデザイン、映像デザイン及び空間演出における視覚的な表現を研究領域とし、制作を通してビジュアルコミュニケーションデザインの在り方を追求する。

生活環境は、公共空間のスペースデザイン、家具、地域性に係る住居空間等のデザイン及び地域性の研究を踏まえた開発、特に製品化等の造形研究を行う。

■環境造形専攻■

環境造形専攻は、絵画・彫刻の2専修から成る。

1 絵画専修

絵画専修は、油画研究室と日本画研究室のふたつの研究領域からなる。学部での教育課程を踏まえ、高度な専門性を修練し、表現者としての個の確立と創造性を育み、社会に貢献できる人材育成を目指す。油画研究室においては、現代の絵画表現として、ドローイング、インスタレーション、映像、版表現、パフォーマンスなどを含み研究内容としている。日本画研究室においては、日本画を研究内容とし、伝統的な材料技法を踏まえ、古典から現代へ展開する動きの中で、高度な修練と表現の確立を目指す。

2 彫刻専修

彫刻専修は、学部の教育課程において培った教養と彫刻分野の専門的素養の上に立ち、それぞれの領域における学生の研究テーマに基づき、より高度で実践的な研究を行う。その上で、将来にわたって作家などの専門家として自ら主体的に課題を創出し、独創的な表現方法の探究を継続していくための研究能力の育成を目指す。また、今日の多様な表現領域の中で特殊な材料・造形技法の分野についても高度な内容の充実を図り、それらを積極的に応用していく能力を養う。

■比較芸術学専攻■

比較芸術学専攻は、比較芸術学専修の1専修から成り、美学・芸術学研究室、美術史研究室、民族芸術文化学研究室の3つの研究室で構成されている。

1 比較芸術学専修

日本・東洋及び西洋の芸術学・美術史の比較研究を基盤として、古典から現代にわたる歴史的な視点にたち、合わせて国際的にも地域社会に対しても広い視野をもって美術を理論的に把握し、建設的な批評精神を養うことを目的とする。

また、沖縄の地域文化の特性と伝統は、日本のみならずアジア各地域の文化と比較しても極めて豊かな内容をもっている。その固有の風土によって培われた芸術文化を民族文化学、アジア工芸史、比較文化学、琉球文学及び日本文学の立場から研究することを目的とする。

■本研究科で取得できる免許状及び資格■

1 教職課程（専修免許状）

デザイン・絵画・彫刻・比較芸術学各専修においては、中学校教諭専修免許状（美術）と高等学校教諭専修免許状（美術）を、工芸専修においては、中学校教諭専修免許状（美術）と高等学校教諭専修免許状（工芸）を取得することができる。ただし、それぞれ基礎となる一種免許状（美術・工芸）を取得済みであること。

2 博物館学課程（学芸員資格）

学芸員資格を取得するには、博物館学課程所定の単位を修得しなければならない。

■大学院研究室担当一覧■

生活造形専攻	工芸専修	染研究室	☆ 名 護 朝 和 宇 良 京 子	教 授 講 師
		織研究室	花 城 美 弥 子 久 保 田 寛 子	准教授 准教授
		陶磁器研究室	☆ 山 田 聡 島 袋 克 史	教 授 講 師
		漆工研究室	當 眞 茂 新 任 教 員	准教授
	デザイン専修	視覚伝達デザイン研究室	☆ 仲 本 賢 ☆ 赤 嶺 雅 笹 原 浩 造 又 吉 浩	教 授 教 授 准教授 准教授
		生活環境デザイン研究室	☆ 宮 里 武 志 ☆ 高 田 浩 樹 赤 塚 美穂子	准教授 准教授 講 師
環境造形専攻	絵画専修	油画研究室	☆ 知 花 均 ☆ 高 崎 賀 朗 阪 田 清 子	教 授 教 授 准教授
		日本画研究室	☆ 香 川 亮 関 谷 理 新 任 教 員	准教授 講 師
	彫刻専修	彫刻研究室	※☆ 波 多 野 泉 ☆ 砂 川 泰 彦 河 原 圭 佑 長 尾 恵 那	教 授 教 授 講 師 講 師
比較芸術学専攻	比較芸術学専修	美学・芸術学研究室	☆ 喜 屋 武 盛 也 土 屋 誠 一	准教授 准教授
		美術史研究室	☆ 尾 形 希 和 子 ☆ 小 林 純 子 金 恵 信	教 授 教 授 教 授
		民族芸術文化学研究室	☆ 森 達 也 波 平 八 郎 鈴 木 耕 太	教 授 教 授 准教授

☆は研究指導教員

※令和3年4月以降未定

(別紙)

沖縄県立芸術大学大学院長期履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立芸術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第24条の2の規定に基づいて、沖縄県立芸術大学大学院における長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 長期履修を希望することができる者は、本学大学院修士課程又は博士課程の第1年次に入学する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 官公庁・企業等に在職している者や自ら事業を行っている者などフルタイムの有職者のほか、アルバイトやパートタイムに従事する者も含む。ただし、修学に支障を及ぼさない範囲でのアルバイトやパートタイムに従事する者は除外する。
- (2) 育児又は親族の介護等を行う必要のある者。ただし、修学に支障を及ぼさない範囲のものは除外する。
- (3) その他やむを得ない事情を有し、修業年限で修了することが困難な者。

(申請手続)

第3条 長期履修を希望する者は、入学手続期間内に学長に対し、長期履修申請書（様式第1号）及びその他所定の書類を提出しなければならない。

(承認・不承認)

第4条 長期履修の承認及び不承認の決定については、研究科委員会の議を経て学長が行なう。

2 学長は、前項の規定により長期履修の承認及び不承認を決定したときは、長期履修に関する通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

(長期履修期間)

第5条 長期履修の期間は、修士課程は3年、博士課程は4年又は5年とする。

(履修期間短縮)

第6条 長期履修を承認された者（以下「長期履修学生」という。）が長期履修期間の短縮を希望する場合は、短縮された場合に修了を予定する年度の前年度の2月1日から2月末日までの間に、学長に長期履修期間短縮申請書（様式第3号）を提出する。

2 長期履修期間の短縮期間は、年を単位とする。

3 長期履修期間の短縮の承認は、研究科委員会の議を経て、申請のあった年度内に学長が行なう。

4 学長は、前項の規定により長期履修期間の短縮を承認したときは、長期履修期間短縮承認書（様式第4号）により長期履修期間の短縮を承認された者に通知するものとする。

(履修)

第7条 長期履修学生は、履修計画及び研究計画に従い、計画的な履修を行わなければならない。

(授業料)

第8条 長期履修学生の授業料の年額は、別に定めるところによる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年8月5日から施行する。